

◎新潟県告示第1309号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町豊川字上向山甲3779、甲3779の乙、甲3780の1、甲3781の1、甲3782の1、甲3784の乙、甲3785、甲3786、甲3786の乙、甲3787から甲3789まで、甲3790の1、甲4489、甲4517、字下向山甲4484の1、甲4485の1、甲4486

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）